



市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

(宛先) 常陸太田市長 殿

平成 年 月 日

地方税法第321条の5の2及び常陸太田市市税条例第27条の3の規定により、個人市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

所在地 (住所)												
フリガナ												
名称 (氏名)												
代表者名 (職氏名)					⑩	電話番号	— —					
法人番号												担当者 (氏名) (連絡先)
特別徴収義務者 指定番号							※市町村ごとに異なります					

関与税理士 署名押印	⑩ (連絡先)										
---------------	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

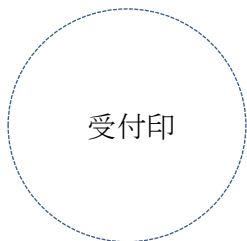
特例の適用を受けようとする税額	平成 年 月以後 の特別徴収税額		
	月区分	給与支払人員	給与支払額
申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 ※賞与等の臨時的給与の金額を含む。 ※常陸太田市以外の全市町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額 ※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払いを受ける者の分とは別にして2段書き(上段に記載)にしてください。	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
年 月	(臨時 人)	(円)	
	常時 人	円	
市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細			
申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有 (平成 年 月 日承認取消) ・ 無		

【注意事項】

- 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までをお願いいたします。
- 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

【提出先】 〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町3690番地 常陸太田市役所 総務部 税務課 市民税係

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書



(宛先) 常陸太田市長 殿

平成 年 月 日

常陸太田市市税条例第27条の4の規定により、市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、届出します。													
所在地 (住所)													
フリガナ													
名称 (氏名)													
代表者名 (職氏名)		⑩ 電話番号		— —									
法人番号												(連絡先)	
特別徴収義務者 指定番号						※市町村ごとに異なります		担当者 (氏名)					
理由		※該当する番号に○を付けてください。 1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2. その他 (理由:)											

関与税理士 署名押印	(連絡先) ⑩
---------------	------------

【 注意事項 】

- 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入し、押印してください。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が、失われることとなります。
 ※ 給与の支払いを受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。
- この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくこととなります。

〔例〕 この届出書を提出した日が3月の場合の納期限

◎12～2月分 ⇒ 4月10日まで ◎3月分 ⇒ 4月10日まで ◎4～5月分 ⇒ 翌月10日まで

【 提出先 】

〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町3690番地 常陸太田市役所 総務部 税務課 市民税係